

●本号の内容 4つめの無罪判決……………p1

またもや無罪判決、これで4つめ

3/13 大阪高裁(武・前委員長事件控訴審)

●3件の弾圧事件を併合審理した裁判

3月13日、武・前委員長事件の控訴審で、またもや無罪判決が出された。

この事件は、①大阪ストライキ事件、②フジタ事件、③タイヨー生コン事件の3件について、武委員長だけを分離して併合したもの。2021年7月、一審大阪地裁は③について無罪、①と②について有罪として懲役3年、執行猶予の判決を出し、検察と武・前委員長の双方が控訴して大阪高裁第2刑事部で審理されてきた。

13日大阪高裁判決は検察と武・前委員長の双方の控訴を棄却。武・前委員長は、①と②はひきつづき有罪とされたものの、③のタイヨー生コン事件について無罪判決が維持された。

先週の2日、天津地裁はこのタイヨー事件で武・前委員長と共犯とされた湯川委員長について有罪とし、その結果、湯川委員長はそのた4件のコンプライアンス活動事件と合わせて懲役4年の実刑とされたのだが、天津地裁判決のタイヨー生コン事件についての判断はこのニュース84号で報じたとおり、有罪の結論ありきで証拠と事実にもとづかず推認に推認を重ねたものだった。しかし、昨日の大阪高裁判決は、「関西支部側から金銭支払い要求が出されたという事実までは認めることができない」「本件においては恐喝行為自体が認められないから…無罪の結論を左右するものではない」と検察の主張を退け、一審無罪判決を支持したのである。

●警察・検察・大阪広域協が仕組んだ構図は破たん

先週6日の和歌山広域協事件控訴審判決つづき、これで無罪判決は4つめ。日本は有罪率99.9%、つまり1000件の刑事裁判で無罪判決はやっとひとつというほど稀な社会ということになるわけだが、その日本で4つの無罪判決という事実。4府県の警察と検察、そして大阪広域協組が一体となって仕組んだ組合つぶしの構図の破たんは、いまや明白だろう。

判決報告集会

3/23(木)18:30~20:00

東京・連合会館203号会議室

- 内容 ①判決報告(和歌山広域協組事件・久堀文弁護士)
② 同 (コンプライアンス事件・永嶋靖久弁護士)
③国賠訴訟報告(国賠弁護団)